

■なくそう！望まない受動喫煙。マナーからルールへ。

健康増進法の一部を改正する法律が成立し、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わりました。

病院・学校

飲食店

事業所



敷地内禁煙



原則屋内禁煙



原則屋内禁煙

《改正法の基本的考え方》

- 「望まない受動喫煙」をなくす
受動喫煙を望まない方が、屋内でそのような状況に置かれないこと。
- 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
20歳未満の方、患者等が利用する施設、屋外については、対策を一層徹底すること。
- 施設の類型・場所ごとに対策を実施
利用者に応じて、禁煙措置・喫煙場所の特定・掲示の義務付けなどの対策を実施すること。



《屋内での喫煙はどうするの？》

多くの施設で、原則屋内が禁煙になり、喫煙室の設置が必要です。

喫煙室には、標識の掲示が義務付けられ、20歳未満の立ち入りは禁止となります。



喫煙所
SMOKING AREA

《今後のスケジュール》

7月から市役所など一部の施設で、敷地内禁煙が開始され、2020年の全面施行へ向けて、段階的に進めていく予定です。※市役所の禁煙について詳しくは、本紙4ページをご確認ください。

2019年 7月	2020年 4月
-------------	-------------

▶一部施行（学校・病院・行政機関など）

※原則、敷地内禁煙

▶全面施行（上記以外の施設）

※原則、屋内禁煙

■空気のきれいな施設・車両大募集！

～5月31日から6月6日は「禁煙週間」～

県では、禁煙に取り組む施設や車両を有する事業所を登録・認証し、たばこの煙にふれない環境づくりを推進しています。施設管理者からの申請や、住民の方からの推薦をお待ちしています。



- 対象施設 人が集まる県内すべての施設
- 対象車両 バス・タクシー、利用者の送迎用車両、福祉団体・施設の車両など
- 要件 施設内・車内が終日全面禁煙など
- 問い合わせ・申し込み先
県南保健福祉事務所（郭内） ☎25443

3月末現在、県南管内では100件が登録されています。申請方法など詳しくは、県ホームページをご覧ください。



■心の健康相談

眠れない・イライラする・生きていくのがつらいなど、心の悩みをお持ちの方や、ひきこもりの本人・家族の方を対象に、専門の医師による個別相談を開催します。電話相談も随時受け付けています。

- 日にち 7月12日(金)
- 時間 午後0時45分～1時15分 ※要予約
- 会場 中央保健センター（北中川原）
- 申込先 健康増進課 ☎2114

7月のいきいき健康チャレンジ相談会

実施日	時間	会場	対象年齢
2日(火)	13:30～	アナビススポーツプラザ	40～70歳
3日(水)	9:30～	東保健センター	40歳以上
17日(水)	9:30～	大信保健センター	40歳以上
19日(金)	9:30～	表郷保健センター	40歳以上
22日(月)	13:30～	中央保健センター	75歳以上

【健康マイレージ対象】200ポイント